

# 健康・福祉

**介護保険施設における居住費・食費の負担限度額認定申請について**

介護保険施設への入所やショートステイ利用の場合、居住費（家賃や光熱水費）および食費は利用者負担となりますが、所得が低い方の負担が重くならないように軽減策が設けられています。この軽減を受けるためには申請が必要です。

## 対象となるサービス(居住費・食費)

- ・介護老人福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設サービス
- ・介護医療院サービス
- ・短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）

適用の要件、手続きの方法などは町ホームページをご覧ください。



詳しくはこちら

限度額認定証の有効期限は最大1年間で、引き続き軽減を受けるためには更新申請が必要です。令和6年7月31日有効期限の限度額認定証をお持ちの方には、6月下旬に更新書

類を送付しています。

問 || 保険課（介護）

☎ 739・3421

## 豊能町介護保険運営委員会委員を募集します

町では、介護保険法に基づく豊能町介護保険事業計画等の運営に関し協議をさせていただくため、介護保険運営委員会を設置しています。このたび委員の任期が満了するため、被保険者を代表する委員を募集します。

なお、介護保険運営委員に選任されましたら、「地域包括支援センター運営協議会委員」および「地域密着型サービス運営委員会委員」にもあわせて就任していただきます。  
**応募資格** || 町内在住の40歳以上の方で平日の昼・夜間に開催する委員会に出席できる方

任期 || 令和6年9月～令和9年8月（予定）

**募集人員** || 1名（委員会は被保険者代表、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、関係行政機関等から構成されます。）

**応募方法** || 所定の様式※に必要事項を記入のうえ、電子メールまたは豊能町役場生活福祉部保険課へ郵送してください。なお、提出の際は、「豊能町介護保険運営委員会委員募

集」と明記してください。

※所定の様式については、町ホームページを参照してください。

メールアドレスおよび郵送先 ||

kaigo@town.toyono.osaka.jp

〒563・0292 豊能町余野

414番地の1 豊能町役場生活福祉部保険課（介護グループ）

申込期間 || 7月1日（月）～7月31日（水）まで（必着）

選考結果 || 選考結果は、ご本人に通知します。また、応募書類はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。

問 || 保険課（介護）

☎ 739・3421

## 心の輪を広げる体験作文・障がい者週間のポスターの募集

障がいのある人となない人との心のふれあいの体験を綴った作文や、障がい者への理解を促進するポスターを募集しています。入賞者には、知事からの賞状等を贈呈します。

作文 || 400字詰め原稿用紙（縦書き）で、小・中学生は2～4枚、高校生・一般は4～6枚

※点字や電子メールでの応募も可

ポスター || 小・中学生のみ。B3画用紙または四つ切りサイズ画用紙

（縦長のみ）

募集期間 || 7月1日（月）～9月3日（火）（必着）

応募方法 || 左記へ郵送（9月3日必着）または※持参

※ただし、土曜日・日曜日・祝日については持参による受付は行っておりません。

応募先（問合せ先） || 〒540・8570 大阪市中央区大手前2丁目

大阪府福祉部障がい福祉室

障がい福祉企画課企画調整グループ

☎ 06・6941・0351（内線2459）

FAX 06・6942・7215

## 住民税均等割のみ課税世帯等支援給付金(10万円)の手続きはお済みですか？

基準日（令和5年12月1日）において、本町に住居登録があり、次の(1) (2) いずれかに該当する対象の世帯には、6月から順次「確認書」を発送しています。

(1) 世帯全員が令和5年度の住民税均等割のみ課税者で構成されている世帯。

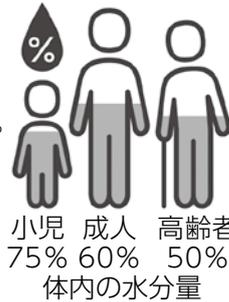
(2) 世帯全員が令和5年度の住民税均等割のみ課税者と均等割非課税者で構成されている世帯。



# 熱中症が増えていきます！ 予防が大事です！

高齢者は特に注意が必要です

問 = 健康推進課 ☎738-3813



- 1 体内の水分が不足しがちです**  
高齢者は若年者よりも体内の水分量が少ない上、体の老廃物を排出する際にたくさんの尿を必要とします。
- 2 暑さに対する感覚機能が低下しています**  
加齢により、暑さやのどの渇きに対する感覚が鈍くなります。
- 3 暑さに対する体の調節機能が低下します**  
高齢者は体に熱がたまりやすく、暑い時には若年者よりも循環器系への負担が大きくなります。

## 熱中症予防のための4つのポイント

**point 1** **のどが渇く前から水分補給**

- ・2~3時間おきにコップ1杯程度の水分をとる
- ・起床後や就寝前、入浴前後は必ず水分をとる
- ・大量の汗をかいたら塩分も一緒に補給する

**point 2** **室温と湿度をチェック、部屋を涼しく快適に**

- ・居場所の室温や湿度を測定し、室温28℃、湿度は70%より低くなるように調節する
- ・カーテンやすだれなどを活用し、居場所の日差しをおさえる

**point 3** **風とおしのよい服装で涼しく過ごす**

- ・開口部(襟・袖・裾など)にゆとりのあるデザイン
- ・通気性がよく、汗が蒸発しやすい素材
- ・からだを覆う部分が少ない衣服  
長ズボン→ハーフパンツ  
靴→サンダル など

**point 4** **外出するときは日差しから身を守る**

- ・日傘や帽子で日よけをする
- ・移動するときは日陰を選ぶ

ただし、住民税均等割が課税されている者の被扶養者のみの世帯を除きます。

対象と思われる方で確認書が届いていない方は、お調べしますのでご連絡ください。

給付金は、期限までに確認書を返送していただかないと給付を受けることができません。お早めに返送してください。

**確認書返送期限** 7月31日(水)

消印有効

問 || 総務課 ☎739・3451

### 食育健康教室のご案内

健康な身体づくりには食生活とお口のお手入れがとても大切です。健康を維持したい方、生活を改善したい方、健康にまつわるちょっとしたためになるお話を聞きに来ませんか？おすすりレシピの試食もあります。ぜひご参加ください。

※食育健康教室は、『認知症』『筋力』『血管』の3つのテーマで年度内に3クール実施します。2クール目は東地区(中央公民館)で開催予定です。

**時** || 1クール目  
第2回 || 7月23日(火)  
第3回 || 8月27日(火)  
午後1時30分~3時30分  
※第1回は終了しました。

**所** || 保健福祉センター 2階 栄養実習室

**対** || 食生活の改善や口腔ケアに関心のある成人の方

**内** || 講話・試食

第2回 || 筋力UPで転倒予防!!  
第3回 || 血管イキキ!!

**講師** || 管理栄養士・歯科衛生士

**¥** || 無料

**員** || 各回16名程度(申込み順)

**持** || 筆記用具・お茶・上履き

**締** || 第2回 || 7月18日(木)  
第3回 || 8月22日(木)

**申・問** || 保健福祉センター  
☎738・3813